

小松市未来型図書館基本構想策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 小松市未来型図書館基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、必要な事項について検討を行うため、小松市未来型図書館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から審議を行い、意見を集約すること。
- (2) その他基本構想の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で、別表に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員会は、必要に応じて専門的な事項を検討するためのアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

(座長及び副座長)

第5条 委員会に座長及び副座長を置き、第3条第1項に掲げる委員のうち、別表に記載の者を充てる。

2 座長は、委員会の進行を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、書面をもって他の委員に委任した場合は、出席とみなす。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。ただし、座長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(参考意見の聴取等)

第7条 座長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

小松市未来型図書館基本構想策定委員会 委員名簿

（敬称略・順不同）

	役 職	氏 名	所属等
1	座 長	平 賀 研 也	日本大学芸術学部非常勤講師 前県立長野図書館長
2	副 座 長	西 村 聡	公立小松大学附属図書館長 公立小松大学国際文化交流学部教授
3	委 員	金 子 哲 也	小松商工会議所青年部会長
4	委 員	久 保 由味子	小松市校下女性協議会会長
5	委 員	道 券 悠 一	公益社団法人小松青年会議所理事長
6	委 員	中 村 知 恵	小松市国際交流協会会長
7	委 員	山 元 加津子	映画監督、作家
8	委 員	尾木沢 響 子	小松市空とこども絵本館館長

【事務局】

	役 職	氏 名	所属等
1	事務局	横 山 昭 博	教育委員会事務局教育次長（社会教育担当）
2		坂 下 義 視	未来型図書館づくり推進チーム課長（生涯学習課長）
3		千 葉 清 二	未来型図書館づくり推進チーム主幹（スマートシティ推進課）
4		吉 田 瑞 衣	未来型図書館づくり推進チーム主幹（生涯学習課）
5		界 亜希子	未来型図書館づくり推進チーム主査（建築住宅課）
6		中 山 誓	未来型図書館づくり推進チーム事務員（生涯学習課）
7		梶 谷 外希子	小松市立図書館館長
8		加 藤 大 子	小松市立図書館主幹
9	支援業務 受託者	李 明 喜	アカデミック・リソース・ガイド株式会社取締役 CD0
10		有 尾 柚 紀	アカデミック・リソース・ガイド株式会社ディレクター
11		西 谷 知 子	アカデミック・リソース・ガイド株式会社ディレクター